

村田町地域おこし協力隊設置業務委託団体募集要項

1. 趣旨

人口の減少や少子高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域活性化及び地域振興を図るため、村田町地域おこし協力隊設置要綱第5条に定める委託型地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）を雇用して地域活性化等に取り組む事業者、団体等（以下「協力隊設置業務委託団体」という。）を募集する。

協力隊設置業務委託団体は、町と連携して隊員の活動を支援して移住・定住を促進し、地域力の維持及び強化並びに地域の活性化を目指して取り組むものとする。

2. 協力隊設置業務委託団体の要件

協力隊設置業務委託団体は、町内に事務所等を有して事業を営んでいる実績があり、町と連携して本町の地域振興、地域活性化等に取り組む意思を有し、次の要件を全て満たしている事業者又は団体とする。

- (1) 隊員を受け入れ、支援ができる体制が整っていること。
- (2) 個人事業主及び任意団体ではないこと。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 隊員と雇用契約を締結すること。
- (5) 社会保険、雇用保険等福利厚生を完備していること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者ではないこと。
- (7) 公序良俗に反する営業や特定の宗教・政治団体関わる活動を行っていないこと。
- (8) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

3. 協力隊設置業務委託団体の業務

協力隊設置業務委託団体の業務は、以下のとおりとする。

- (1) 農業担い手育成部門
 - ① 隊員に対する農業技術の指導、助言に関すること。
 - ② 隊員が取り組む特産品の開発、新規農産品導入の支援に関すること。
 - ③ 隊員の活動報告、意見交換等活動の支援に関すること。
 - ④ 隊員の農作業に係る資格取得、研修受講の支援に関すること。
 - ⑤ 隊員の町内への定住、活動継続の支援に関すること。
 - ⑥ 活動計画の策定及び活動実績の報告に関すること。
 - ⑦ その他、隊員の農業担い手育成の支援に関すること。

4. 隊員の委嘱方法及び任期等

隊員の委嘱方法及び任期等は次のとおりとする。

- (1) 隊員は協力隊設置業務を受託する協力隊設置業務委託団体が委託型隊員の業務を行うとして雇用する者に、町長が委嘱する。

- (2) 隊員の任期は、委嘱の日から最長3年間とする。受入事業者は、隊員と年度を単位として契約を締結するものとし、実績により、最長3年間契約を更新することができるものとする。
- (3) 隊員の活動拠点は、協力隊設置業務委託団体の事務所を中心として町内全域を活動対象とする。

5. 隊員の活動に要する経費

隊員の活動に要する経費のうち、補償費（人件費）及び活動費として、隊員1人につき1年度当たり町当該年度予算を上限とし、実績に基づき実費分を委託料として支払うものとする。年度の途中から委嘱した場合及び年度の途中で期間が満了した場合等においては、月割計算にて支払うものとする。

6. 隊員の身分及び勤務条件等

- (1) 隊員の身分は、協力隊設置業務委託団体に雇用される者とし、町と隊員との間に雇用関係は生じないものとする。
- (2) 隊員の勤務条件等については、町長と協力隊設置業務委託団体が協議し、定めるものとする。

7. 協力隊設置業務委託団体の決定

- (1) 町長は、提出された申込書の内容を考慮し協力隊設置委託団体を決定する。
- (2) 町長は、協力隊設置委託団体に決定した団体に決定の通知をするものとする。
- (3) 決定した協力隊設置委託団体は、受け入れる隊員が決まった場合、町長と委託契約を締結する。

8. 協力隊設置業務委託団体の申込み方法

(1) 提出書類

- ①村田町地域おこし協力隊設置業務受託希望申込書
- ②応募要件に係る宣誓書

(2) 応募期間

令和8年4月8日（水）まで

- (3) 提出方法 郵送又は持参 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は令和8年4月8日（水）必着

(4) 提出先

村田町役場まちづくり振興課政策推進班

〒989-1392

住所：宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6

電話：0224-83-2113